

第6次大分県緑化基本計画

【令和5年度～令和14年度（2023年～2032年）】



令和5年3月（2023年3月）

大分県

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 さまざまなみどりの役割	2
2 計画の位置づけ	2
3 前計画の目標指標及び今後の取組	4
4 近年のみどりを取り巻く状況	5
5 計画策定の基本目標と基本方針	7
6 計画期間	7
第2章 基本計画	
1 みどりを守る	10
(1) 緑地の保全	
①公共緑地の保全	11
②環境緑地の保全	14
③民間施設の緑化推進	15
(2) 森林の保全	
①環境を守る森林整備	17
(3) 樹木等の保全	
①特別保護樹木等の保全	19
2 みどりにふれあう	21
(1) 整備された森林等の利用	
①県民の森の利用	22
②「おおいた百年の森」の利用	24
(2) 身近なみどりの利用	
①都市公園等の利用	25
3 みどりを育てる	26
(1) 県民総参加の運動の推進	
①緑化運動の推進	27
②森林づくり運動の推進	29
(2) 推進体制の整備	
①関係機関との連携・機能強化	33
4 みどりをいかして学ぶ	35
(1) 緑化、森林・林業教育の推進	
①森林・林業教育等の推進	36
(2) 森林づくり活動リーダーの育成	
①みどりの少年団等の育成	38
参考資料	
1 大分県環境緑化条例・施行規則	41
2 大分県指定特別保護樹木及び樹林一覧	61
3 大分県指定緑化地域一覧	64
4 「おおいた百年の森」一覧	66



はじめに

大分県では、緑地の保全及び回復に関して基本となる事項を定め、緑化の総合的な推進を図ることを目的として、昭和48年（1973年）に制定した「大分県環境緑化条例」第8条の規定に基づき、同年に策定した「第1次大分県緑化基本計画」から、平成25年度（2013年）～令和4年度（2023年）の10カ年計画である「第5次大分県緑化基本計画（以下、前計画）」まで、基本計画に基づいて緑化施策を展開してきました。

前計画の策定にあたっては、「みどり豊か、心も豊かになる県おおいた」をテーマに、「みどりの保全」、「みどりの利用（みどりとのふれあい）」、「県民総参加のみどりづくり」の三つの目標の実現に向け、各分野の施策に取り組んできました。

大分県は、県土のおよそ71%を森林が占めており、私たちにとって、森林やみどりは大変身近な存在です。

こうした中で、国では令和3年（2021年）に「森林・林業基本計画」が策定され、「グリーン成長」の実現を目指すことを明示するとともに、近年の「SDGs」の社会的な広がりや脱炭素社会の実現、森林環境教育の政策の充実により、「豊かなみどり」を次世代に向けて引き継ぐ取組の重要性が増しています。

また、本県では、「大分県環境基本計画」や「次世代の大分森林づくりビジョン」等を策定し、自然環境を守り、みどり豊かな県土づくりのため、森林を含む豊かな自然を将来の世代へ継承する取組が進められています。

これらの情勢の変化や課題を踏まえて、時代に対応したみどりづくりの視点から、令和5年度（2023年）からは新たに「第6次大分県緑化基本計画」を策定します。



第1章 計画の策定にあたって

1 さまざまなみどりの役割

・森林をはじめとする“みどり”は、さまざまな役割があり、みどりの恩恵を私たち一人一人が享受するとともに、共通の財産として私たちの生活に欠かせない存在です。

○快適な生活環境

・都市のみどりは美しい街並みを形成し、人々に安らぎを与え、憩いの場として利用されます。また、防音・防風やヒートアイランド現象の緩和など、生活環境を快適にします。

○景観の形成

・みどりによって潤い豊かな景観を作り出すとともに、四季折々の景観を形成します。

○生物多様性の保全

・自然のみどりは野生動植物の生育・生息の場となり、生態系を保全することで生物多様性を守ります。

○レクリエーションの場の提供

・公園や森林などのみどりはレクリエーションの場として、自然とふれあう機会を提供します。

○災害の防止

・森林は、木材などの資源を生産するだけでなく、水資源のかん養、地球温暖化防止や、国土保全にも重要な役割を担っています。

2 計画の位置づけ

・本計画は、「大分県環境緑化条例」に基づき、森林・林業を含む総合的な緑化の推進とみどりの保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を定めたものです。

・また、国が実施する緑化政策及び大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」等を受けて、環境緑化の総合的な推進を図るための緑化行政の指針として位置づけられるものであり、本県における各種緑化計画の基本となるよう策定します。

* 「みどり」の定義 *

「みどり」とは、樹木や草花など個々の植物だけでなく、すべての生き物が自然のサイクルの中で良好な関係を保ちながら共に生きていける森林や緑地などの環境を指すこととします。

また「みどりづくり」とは、このような「みどり」を創出し、適切に保全・管理を行い、次世代に引き継いでいくこととします。



(参考) さまざまなみどりの役割



景観の形成・快適な生活



生物多様性保全の場



森林・林業教育のフィールド



憩いの場（公園等）



防災機能



3 前計画の目標指標及び今後の取組

・前計画では目標指標を設定し、緑化政策の推進を図りました。各目標の達成度、現状は下記のとおりです。

①森林の保全

目標指標	単位	区分	策定時	中間目標	現状
			H25	H29	R 3
里山林等森林の整備箇所	箇所	計画	-	37	-
		実績	31	35	35

②整備された森林の利用及び整備数

目標指標	単位	区分	策定時	中間目標	現状
			H25	H29	R 3
県民の森施設利用者数	人	計画	-	180,000	-
		実績	176,310	162,354	150,973
子どもの森整備箇所	箇所	計画	-	23	-
		実績	17	17	17

③県民総参加の森林づくり運動の推進

・森林ボランティア活動参加者目標数

目標指標	単位	区分	策定時	中間目標	現状
			H25	H29	R 3
森林ボランティア活動参加者数	人	計画	-	13,000	-
		実績	12,467	13,320	12,239

・企業参画の森林づくり協定締結者数

目標指標	単位	区分	策定時	中間目標	現状
			H25	H29	R 3
企業参画の森林づくり協定締結者数	企業	計画	-	33	-
		実績	26	31	33

・森の先生派遣による児童の自然体験数

目標指標	単位	区分	策定時	中間目標	現状
			H25	H29	R 3
森の先生派遣による児童の自然体験数	人	計画	-	7,000	-
		実績	2,131	4,679	2,926



- ・前計画の達成度を振り返ると、現状は「県民の森の利用者数」、「森林ボランティア活動者数」及び「森の先生派遣による児童の自然体験者数」はコロナ禍による行動制限などの影響が大きく、中間年度の目標を下回る結果となりました。
- ・これらの指標は主に、県民の自主的な活動によって達成される目標数値であり、緑化活動への参加を促進することが重点的な課題の一つになります。
- ・目標達成のためには、緑化に関する普及啓発の取組やみどりに関する情報提供を強化するとともに、みどりへの理解を深めてもらう観点から、次世代を担う子どもたちに向けた森林・林業教育等の充実が求められます。

4 近年のみどりを取り巻く状況

【国際的な動向】

- ・平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットでは、持続可能な世界を実現するため、17 のゴール、169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。国では、平成 28 年（2016 年）の 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年 12 月に「SDGs 実施指針」が決定されました。
- ・地球温暖化問題では、平成 27 年（2015 年）に「パリ協定」が締結され、翌年 5 月には「地球温暖化対策計画」が策定されました。この計画では令和 12 年（2030 年）における温室効果ガスの排出を平成 25 年度（2013 年）比で 26%削減し、長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしています。また、令和 3 年（2021 年）10 月には「脱炭素社会への移行」を掲げた「パリ協定に基づく成長戦略」が閣議決定されました。

* SDGs の 17 目標 *

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	



【国の動向】

- ・平成29年(2017年)に改正された学習指導要領では「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、体験活動の充実が明記されました。
- ・令和3年(2021年)には国が「森林・林業基本計画」を策定し、林業・木材産業が内包する持続性の促進及び発展、さらに森林の発揮する多面的機能の活用による人々の社会経済生活の資質向上等に貢献する「グリーン成長」の実現を目指すことが示され、国民参加の森林づくりによる森林環境教育等の充実や国際的な協調及び貢献(SDGs)が明示されました。

【大分県の動向】

- ・平成30年(2018年)3月には「次世代の大分森林づくりビジョン」が改訂され、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、本県の50年後のあるべき森林の姿を明らかにし、その実現に必要な施業方法等を具体的に示した森林づくりの指針を作成しました。
- ・令和2年(2020年)6月には大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」が改訂され、「安心」では恵まれた環境の未来への継承、「活力」では挑戦と努力が報われる農林水産業の実現、「発展」では生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造が明示されました。
- ・令和2年(2020年)3月には大分県環境基本計画ですべての主体が参加する美しく快適な県土づくりの指針が策定されました。
- ・令和2年(2020年)3月には大分県環境教育等行動計画で環境保全のための力を育む教育の推進による推進基盤の整備が位置づけられました。
- ・令和4年(2022年)11月に本県で開催された「第45回全国育樹祭」を契機に、次代を担う子どもたちに森林・林業への興味・関心を促し、将来の林業・木材産業を担い支える人材の育成を推進しています。



第45回全国育樹祭 式典の様子

(第45回全国育樹祭 ロゴマーク)



2022 第45回 全国育樹祭
豊かなおおいた 森林を育み 木と暮らし



5 計画策定の基本目標と基本方針

- ・「第6次大分県緑化基本計画」では、前計画の「みどりの保全」、「みどりの利用」、「県民総参加のみどりづくり」を見直し、「みどりを守る」、「みどりにふれあう」、「みどりを育てる」への再構築を行いました。
- ・さらに、四つ目の項目として森林・林業教育の施策を反映させた「みどりをいかして学ぶ」を新たに加え、県民にとって、森林を含むみどりがより身近な存在となるように基本方針を策定しました。

○基本目標：「次世代に引き継ぐ緑化の推進」

○基本方針：以下の四つを基本方針とします。

1 「みどりを守る」

- ・適正な管理により、みどりの持つ公益的機能を発揮させるとともに、自然との共生のためのみどりの保全を推進します。

2 「みどりにふれあう」

- ・地域の豊かなみどりの特性をいかしながら、県民の多様なニーズや期待に応じたみどりの活用を推進します。

3 「みどりを育てる」

- ・緑化に関する普及啓発、情報発信を行い、県民のみどりに対する意識の醸成を図り、県民総参加の森林づくり活動を推進します。

4 「みどりをいかして学ぶ」

- ・森林・林業教育の充実を図り、森林・林業教育指導者や次代の森林づくりを担う人材（みどりの少年団等）の育成を推進します。

○目標指標 ※（新）は今回の計画策定により新たに設定した目標指標

基本方針	内容	R3時点	R14目標
1	里山林等森林の整備箇所	35箇所	40箇所
	特別保護樹木等の保全件数 （新）	6箇所	50箇所
2	県民の森利用者数	150,973人	172,000人
3	森林ボランティア活動への参加者	12,239人	13,400人
	企業参画の森林づくり協定締結数	33企業	43企業
4	森の先生派遣による児童の自然体験数	2,926人	5,100人
	みどりの少年団の活動実績 （新）	96回	120回
	森林・林業教育に取り組む小・中学校 （新）	一校	200校

6 計画期間

この計画の期間は令和5年度から令和14年度（2023年～2032年）としています。



計画の四つの基本方針



- 緑地の保全 ○森林の保全
- 特別保護樹木・林の保全



- 整備された森林等の利用
- 身近なみどりの利用

みどりを守る

みどりにふれあう



みどりをいかして学ぶ

みどりを育てる

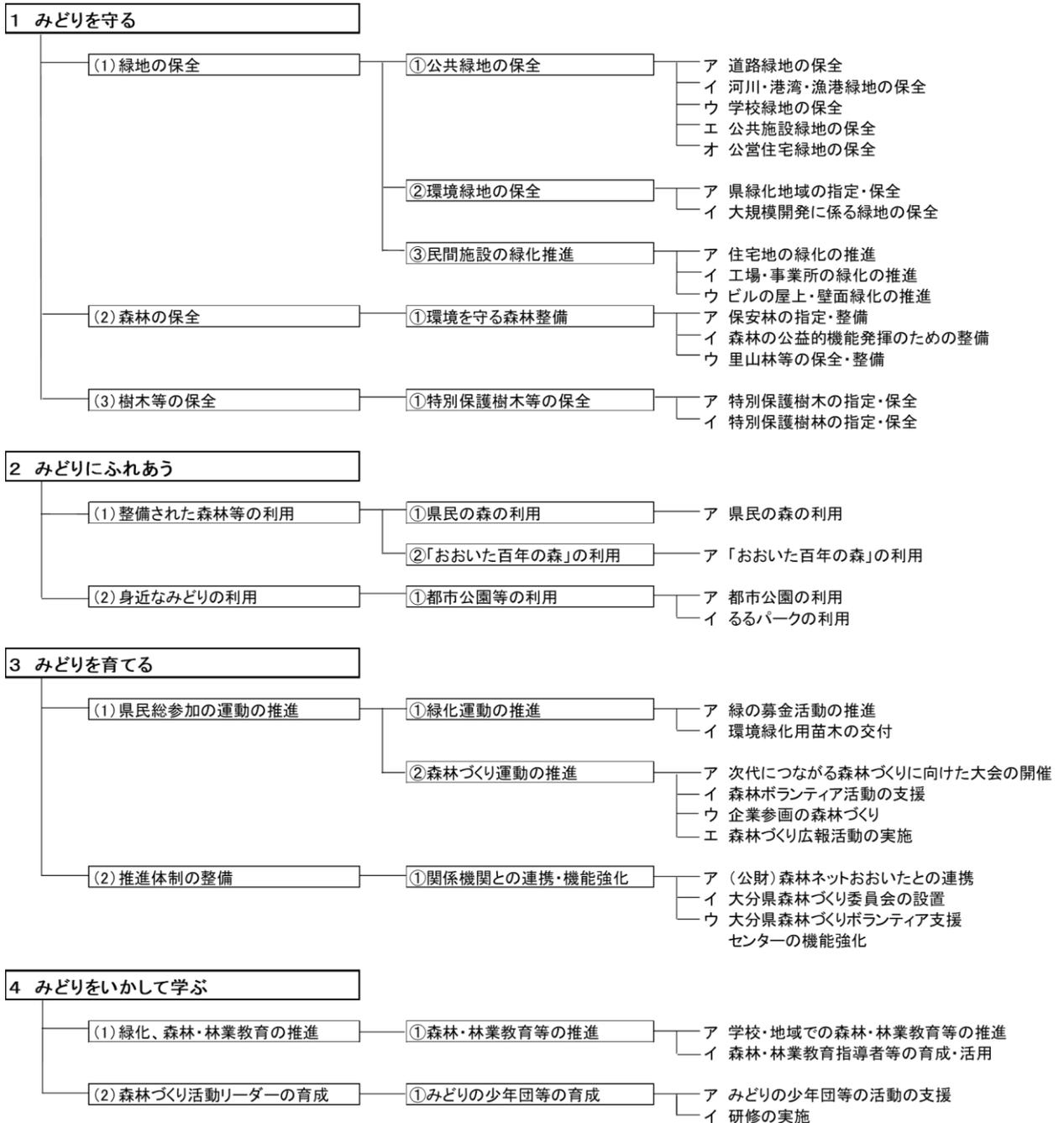
- 緑化、森林・林業教育の推進
- 森林づくり活動リーダーの育成

- 県民総参加の運動の推進
- 推進体制の整備



第2章 基本計画

計画の施策体系



1 みどりを守る

豊かな自然に恵まれた本県は、高度経済成長期から県都である大分市を中心に都市化が進み、人口の増加や農業から工業への産業構造の転換により、都市近郊の緑地が住宅地や工業用地として大規模に利用されることとなり、みどりが次第に消失していきました。そこで、緑地の保全及び回復を総合的に行うため、昭和48年（1973年）に「大分県環境緑化条例」を定め、緑化推進を図ってきました。

21世紀は環境の世紀とも言われ、「人」と「みどり」とが共生する社会の実現が求められています。このため、生活環境の保全を図りつつ、次世代に豊かなみどりを引き継ぐ取組が重要であることから、次の施策を中心にみどりの保全を図っていきます。



大分県の衛星写真



くじゅう連山（竹田市・九重町）

これからの基本方針

- ・適正な管理により、みどりの持つ公益的機能を発揮させるとともに、自然との共生のためのみどりの保全を推進します。

施策体系

1-（1）緑地の保全	①公共緑地の保全
	②環境緑地の保全
	③民間施設の緑化推進
1-（2）森林の保全	①環境を守る森林整備
1-（3）樹木等の保全	①特別保護樹木等の保全

目標指標

内容	R3時点	R14目標
里山林等森林の整備箇所	35箇所	40箇所
特別保護樹木等の保全件数（累計）	6箇所	50箇所



(1) 緑地の保全

①公共緑地の保全

ア) 道路緑地の保全

(現状)

- ・道路緑地は、都市街路を含め常緑・落葉・高中低木等多種にわたって植栽されており、街並みの形成、騒音防止、排気ガスの浄化、延焼の防止、交通の安全走行等に大切な役割を果たしています。

(今後の主な取組)

- ・道路管理者は関係機関との連絡協調を図り、管理体制を整備し、沿線住民と一体となった適正な維持・管理を推進します。
- ・県及び市町村は、県民の道路緑化に対する認識を高めるとともに、緑化意識を高揚し、街路樹等の保護育成に対する協力体制づくりを進めます。
- ・景観の向上、沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の安全性、快適性を高めるため、植栽の種類等が地域の自然や文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。



道路のみどり

沿道樹木の伐採を実施した道路



伐採前 (宇佐市)



伐採後



伐採前 (日田市)



伐採後



イ) 河川・港湾・漁港緑地の保全

(現状)

- ・河川緑地は、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を構成する重要な役割を果たしており、これを保全・創出することが求められています。
- ・港湾、漁港緑地は、防風施設や休憩施設としての役割を果たしており、県民が海に親しめるように緑地を保全することが求められています。

(今後の主な取組)

- ・河川空間は貴重な水とみどりのオープンスペースであるため、治水・利水・環境に配慮した適切な管理を行うとともに、河川改修においては良好な水辺環境への配慮と河川の自然の営みに配慮した「多自然川づくり」を推進します。
- ・港湾については、周辺の景観や環境に配慮しながらウォーターフロントとして、人々が海辺の雰囲気を楽しめる潤いのある空間づくりを推進します。
- ・漁港では、漁業者の利便性と快適性の向上を図るとともに、住民が海に親しむ場として緑地を保全します。
- ・港湾や漁港緑地は厳しい生育環境にあるため、耐風性及び耐潮性に優れた樹種による緑化を推進します。



自然体験活動のフィールドとして河川を活用



憩いの場としての港湾緑地（津久見市）

ウ) 学校緑地の保全

(現状)

- ・学校のみどりは、良好な教育環境を提供するとともに、総合的な学習の時間等の生きた教材となるばかりでなく、緑化活動を通じて自然愛護や奉仕の心を育てる重要な役割を果たしています。
- ・景観としてのみどりづくりに加え、地域のみどりの拠点として、あるいは災害時の避難地としての機能を果たすなど、学校の特色や地域性をいかしたみどりづくりを推進する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・緑化にあたっては、花木、樹木の植栽や校庭の芝生化を進めるほか、花壇や鉢などによる緑化も含め、みどりにつつまれた学校づくりを促進します。



- ・フェンス周辺の樹木帯の設置や集団的に樹木空間を創出する面的な植栽により、ボリュームのある豊かなみどりの造成を図ります。

エ) 公共施設緑地の保全

(現状)

- ・都市地域におけるオープンスペースの減少に伴い、公共施設の敷地や広場は地域の緑地スペースとして重要な役割を持つようになっていきます。
- ・そのため、県民の利用度の高いこれらの公共施設は、良好な環境を保つとともに、県民の緑化意識高揚のためのシンボルとして位置づけ、地域の模範となる緑化を行うことが期待されています。

(今後の主な取組)

- ・建設にあたりみどりの確保に努めるとともに、地域性や景観に配慮し、周辺環境と調和したみどり豊かな公共施設の整備を進めます。
- ・既設の公共施設については、スペースを有効に利用した緑化に努めるとともに、敷地の環境に応じて花壇、鉢植え、ポット等による緑化、屋上緑化、壁面緑化や外柵の生垣化等を進め、民間の施設のモデルとなるような緑化を推進します。



公共施設の植栽



県庁舎の緑化スペース

オ) 公営住宅緑地の保全

(現状)

- ・本県の公営住宅の敷地内において、児童遊園、広場、駐車場等の緑化が行われており、日常生活に安らぎと潤いをもたらす身近なみどりとなっています。
- ・駐車場などの需要の増加により緑地が減少する恐れがある中、今後とも他の共同住宅等のモデルとなるように緑地を保全していく必要があります。

(今後の主な取組)

- ・四季折々の花の咲く高・中・低木を維持していくほか、生垣を配すなど良好なみどりの空間づくり、地域住民とも交流ができるみどり豊かな広場等の環境づくりを促進します。
- ・公営住宅が他の共同住宅のモデルとなるよう緑地の保全に努めるとともに、住民の緑化意識を高め、自主的な維持管理が行われるよう促進します。



②環境緑地の保全

ア) 県緑化地域の指定・保全

(現状)

- ・都市への人口集中、あるいは農山漁村にまで波及した開発の進行により、みどりは減少しつつあります。
- ・特に、市街地及び都市近郊等において良好な生活環境を形成するうえで、重要な自然緑地を乱開発から守り、既存緑地の保全を図るとともに、失われた緑地は積極的に復元を図る必要があります。
- ・このため、計1,230haを県緑化地域として指定し、開発の際の届出義務や緑化指導基準による計画的な緑化を指導するとともに、既存緑地の保護保全及び失われたみどりの復元を図っています。
- ・なお、中核市である大分市は平成13年(2001年)4月に「大分市緑の保全及び創造に関する条例」を制定し、「郷土の緑保全地区」の指定等による緑地の保全を図っています。

(今後の主な取組)

- ・指定された県緑化地域については、緑化に関する指導を積極的に行うとともに、緑化地域内等保全事業を実施し、緑地の保全を図ります。
- ・また、既指定地域以外で開発が予想される地域については、あらかじめ関係者と協議のうえ、必要に応じて地域指定を行います。
- ・大分市の「郷土の緑保全地区」においては、大分市が土地所有者等との間において保全協定を締結するなど、みどりの保全に関し、指導・助言・助成等を行います。

県指定緑化地域一覧

令和4年(2022年)現在

区分	指定地域	指定面積 (ha)	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49. 3. 15 (1974年)
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地	S49. 3. 15 (1974年)
	海岸地域	330	東別府から亀川へ至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49. 3. 15 (1974年)
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62. 4. 7 (1987年)
合計		1,230		



イ) 大規模開発に係る緑地の保全

(現状)

- ・県緑化地域以外の都市近郊及び農山村においても、大規模な土地開発が行われる場合、緑地を保全する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・無秩序な開発を防止するため国土利用計画法の土地取引届出制、大規模土地取引等における事前指導要綱、平成24年(2012年)4月以降、新たに森林の土地の所有者となった者の市町村長への事後届出制度によりチェックするとともに、「大規模開発行為に係る緑化指導基準」により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図ります。

大規模開発行為に係る緑化指導基準

開発行為の種別	開発区域	緑化基準(緑化率)
宅地の造成	5ヘクタール以上	25%以上
遊園地の建設	〃	40%以上
ゴルフ場の建設	〃	(既存緑地)40%以上
自然動物園の建設	〃	60%以上
墓園の建設	1ヘクタール以上	35%以上
駐車場の建設	〃	15%以上

③民間施設の緑化推進

ア) 住宅地の緑化の推進

(現状)

- ・住宅地やその周辺のみどりは、人々の生活に安らぎと潤いをもたらす身近なみどりとして、重要な役割を担っています。
- ・市街地及びその近郊地域においては、みどりの必要性が認識され、庭などの空間をはじめ、ベランダや窓辺のみどりは徐々に整備されており、潤いのある住宅環境の形成が図られています。しかし、一方で緑地の確保が困難な市街地では、未だみどりの少ない地域もあります。

(今後の主な取組)

- ・住宅のみどりは緑化の出発点とも言えることから、家族ぐるみ・地域ぐるみで緑化が推進されるよう、緑化木の配布等による緑化のPRや樹木医等の専門家による緑化相談を行い、普及啓発を図ります。



イベントでの緑化用苗木配布



イ) 工場・事業所の緑化の推進

(現状)

- ・工場や事業所のみどりは、従業員にとって快適な職場環境を提供するだけでなく、地域住民にとっても、公害の防止等重要な役割をもっています。
- ・「業種が製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）で敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上」のいわゆる特定工場は、工場立地法で一律に緑化率を定められていましたが、地方分権により地方自治体が地域の実情に応じて、5～30%の範囲で独自に設定できるようになりました。
- ・本県では産業活動と地域環境との調和や、働きやすい職場づくりのための緑化を推進するため、18市町村のうち12市町村が準則を定め、地域の実情に合わせて緑化を推進しています。

(今後の主な取組)

- ・工場立地法の趣旨を踏まえた緑化優良工場等表彰制度では、工場緑化を推進し、工場内外の環境の向上に顕著な功績があった特定工場等を表彰することで、工場緑化の一層の推進を図ります。
- ・本県はこれまでに日本緑化センター会長表彰等、計33工場が表彰されています。優良な緑化工場の推薦、表彰事例の周知等を通じて、工場緑化の普及・啓発に努めます。

ウ) ビルの屋上・壁面緑化の推進

(現状)

- ・大分市を中心とする市街地のみどりは、そこで生活や活動する人々に安らぎと潤いを与えてくれるほか、屋上緑化やグリーンカーテン等による壁面緑化はヒートアイランド現象の緩和などに大変重要な役割を果たします。
- ・このため、ビルの屋上や壁面を利用した新たな緑地の創出が求められています。

(今後の主な取組)

- ・ビルの屋上、ベランダ、壁面などを新たな緑化空間として活用することで、都市や市街地の緑被面積（地域・地区における緑地面積）を増やし、ヒートアイランド現象の抑制や景観の向上を図ります。



県庁舎のグリーンカーテン



(2) 森林の保全

①環境を守る森林整備

ア) 保安林の指定・整備

(現状)

- ・森林法第25条に基づき、水源のかん養等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を保安林として指定し、保安林の機能維持及び向上のための整備を推進します。
- ・本県では令和4年(2022年)3月時点で122,208haが保安林に指定されており、そのうち森林レクリエーション活動の場の提供を目的とする保健保安林は1,172haであり、名所や旧跡の趣のある景色を保存する事を目的とする風致保安林は379haとなっています。

(今後の主な取組)

- ・森林レクリエーション利用等の需要に対応するため、今後ともきめ細かい保安林の指定を行うとともに、指定された保安林の適正な施業の指導を強化し、保安林機能の質的向上を図ります。

イ) 森林の公益的機能発揮のための整備

(現状)

- ・本県の人工林は多くが戦後の拡大造林の時期に植栽されており、主伐時期を迎えた46年生以上の民有林のスギ・ヒノキ人工林面積は約11万ha(全体の約60%)にのぼり、55～60年生をピークとした、著しく偏った林齢構成となっています。
- ・現在、成林しているスギ・ヒノキの人工林の中には、拡大造林政策により適地適木を考慮せず、成長の悪い尾根部等まで植林されたものもあります。特に、管理放棄森林では、森林が過度に密生し、樹冠や根系の未発達な下層植生の少ない状態となり、土砂の流出や病害虫が発生するなど、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されます。
- ・公益的機能の持続的発揮のためには、間伐等の適正な森林管理を行うとともに、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林を着実に進め、二酸化炭素吸収量の向上を図ることが求められます。
- ・また、近年では本県においても記録的な豪雨等による被害が多くなっていることから、山地災害や流木災害を軽減する「災害に強い森林づくり」の整備が急務となっています。

(今後の主な取組)

- ・将来にわたる、森林の有する多面的機能の発揮のため、林業生産活動を通じて、森林を適正に整備・保全していきます。
- ・人工林の林齢構成に偏りがあることから、将来にわたり森林資源の確保のための林齢構成の平準化に向け、大径材の伐採及び利用の促進を図ります。
- ・引き続き間伐等の実施に取り組むとともに、早生樹等を活用した疎植造林や主伐・再造林の一貫作業システムの普及など「持続的な林業経営を可能にする、低コストで合理的な森



林施業」を推進します。

- ・過去の豪雨等による災害を教訓に、流木の発生を抑制するため、河川沿いの人工林の伐採や急傾斜地の広葉樹林化など、災害に強い森林づくりに向けた取組も強化していきます。
- ・人工林を増やしてきた従来の拡大造林政策を見直し、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林へ誘導します。
- ・河川沿いにおける流木発生の危険性の高い森林や、崩壊の危険性のある急傾斜地の再造林放棄地など土砂の流出が懸念される森林を適正に整備し、山地災害防止等の公益的機能が発揮できる森林に誘導します。
- ・森林の持つ公益的機能を発揮させるため、適切な森林整備を実施するとともに、流木災害発生の恐れがある人工林を更新伐により伐採し、災害に強い森林づくりに取り組みます。
- ・林業適地での低コスト再造林を支援することにより、森林整備の育林コストを低減し、持続的な林業経営を推進することで早期に森林の公益的機能の回復を図ります。



低コスト再造林の実施

ウ) 里山林等の保全・整備

(現状)

- ・里地里山は農業や林業の生産の場として役割を果たすほか、多くの希少種の生息・生育域として、生物多様性を維持するうえで重要な機能を果たしています。
- ・近年、里山林での薪炭材や竹材の活用減少により、広葉樹二次林や竹林の整備・管理が実施されず、里山特有の動植物が減少するなど、生物多様性の保全等の公益的機能の低下が危惧されています。
- ・里山林資源の活用の促進や、山村の振興、里山環境の保全を図る必要があります。

(今後の主な取組)

- ・「里山林の手入れをしたい」、「子どもたちに森林の中で自然の体験をさせたい」といったニーズも高まっていることから、大分県森林環境税を活用し、県民が協力して行う里山林保全活動や森林・林業教育を推進します。
- ・県内で増加する放置され荒廃した竹林に対し、竹材、タケノコ生産地としての維持管理や竹チップ等の利活用を推進するため、竹材整備及び簡易作業路の開設等を行い、荒廃竹林の優良化を図ります。

○目標指標

内容	R3 時点	R14 目標
里山林等森林の整備箇所	35 箇所	40 箇所



(3) 樹木等の保全

①特別保護樹木等の保全

ア) 特別保護樹木の指定・保全

(現状)

- ・地域の風習と結びつき、住民に畏敬されてきた貴重な老樹・名木が県内各地に散在しています。
- ・これらの老樹や大樹の中から、令和4年(2022年)時点で特に貴重な名木63本を指定し、緑化地域内等保全事業等による病虫害防除や保護柵の設置など、保全に努めています。

(今後の主な取組)

- ・指定された特別保護樹木について、樹木医によるカルテづくりを進めるなど、保護保全対策を積極的に講じます。
- ・樹勢が悪化している特別保護樹木については治療を行い、健全な状態に誘導します。
- ・また、新たに保護すべき貴重な樹木については追加指定を行います。

イ) 特別保護樹林の指定・保全

(現状)

- ・「鎮守の森」に代表される神社・仏閣・史跡の樹林は、昔から地域住民に慣れ親しまれてきた地域のシンボルであり、環境形成のうえからも貴重なみどりとして重要な役割をもっています。
- ・県内各地に散在するこれらの樹林の内、令和4年(2022年)時点で21箇所を指定し、緑化地域内等保全事業により病虫害防除等の必要な保全対策を講じています。

(今後の主な取組)

- ・指定された特別保護樹林についての植生調査等を実施し、所有者等と一体となって必要な保護保全対策を積極的に講じます。
- ・また、新たに保護すべき貴重な樹林については追加指定を行います。

特別保護樹木・樹林指定状況

令和4年(2022年)現在

	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	合計
特別保護樹木(箇所)	9	15	7	7	7	18	63
特別保護樹林(箇所)	3	7	3	2	2	4	21

○目標指標

内容	R3時点	R14目標
特別保護樹木等の保全件数(累計)	6箇所	50箇所





特別保護樹木 クスノキ (佐伯市)



特別保護樹林 (中津市)



名樹とのふれあい事業写真 (治療事業) により、適切な状態へと処置された特別保護樹木 (大分市)
左: 処置前、右: 処置後



特別保護樹木標柱の取替を実施した箇所 (津久見市) 左: 取替前、右: 取替後

みどりを守る - 関連する SDGs



2 みどりにふれあう

本県には、県民が豊かな自然とふれあい、森林への理解を深めることを目的として、大分市から豊後大野市にわたる4,475haに及ぶ広大な森林公園である「大分県県民の森（以下、県民の森）」があります。保健休養や森林レクリエーション等を通じて、健康的な生活の確保のほか、森林に関する学習活動の場として活用されています。

また、気軽にみどりに親しむことができるフィールドとして「るるパーク」などが県の指定管理施設として設置・運営されています。さらに、四つの県営都市公園をはじめとする1,174箇所・1,281haの都市公園等があり、身近なみどりとして日々の生活に潤いをもたらしています。

大分県の都市公園面積

令和2年（2020年）時点

	大分県	全国
都市公園面積（ha）	1,281	129,183
都市公園数	1,174箇所	112,714
一人あたり公園面積（㎡/人）	12.0	10.7

※国土交通省「都市公園データベース」による

これからの基本方針

・地域の豊かなみどりの特性をいかしながら、県民の多様なニーズや期待に応じたみどりの活用を推進します。

施策体系

2-（1） 整備された森林等の利用	①県民の森の利用
	②「おおいた百年の森」の利用
2-（2）身近なみどりの利用	①都市公園等の利用



県民の森のラベンダー園（5月頃）



県営都市公園 高尾山自然公園（大分市）

目標指標

内容	R3時点	R14目標
県民の森利用者数	150,973人	172,000人



(1) 整備された森林等の利用

① 県民の森の利用

ア) 県民の森の利用

(現状)

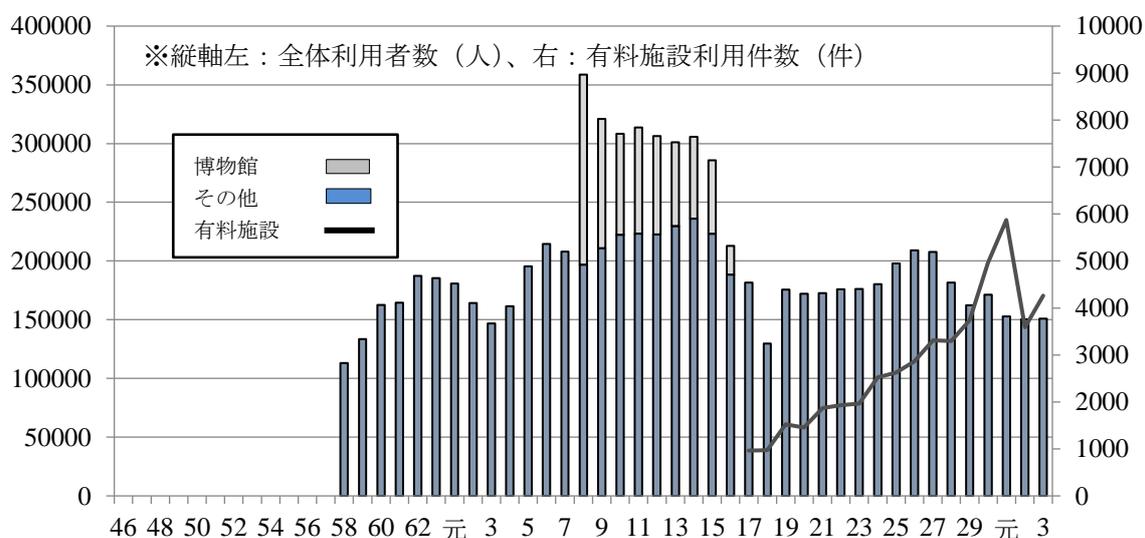
- ・ 県民の森は、大分市、豊後大野市に広がり、その区域面積は4,475haにも及びます。
- ・ 県民の森では、森林の持つ優れた自然をいかして、保健休養及びレクリエーションの場の提供や森林に関する学習活動の促進、またその他森林の利用を増進することによる県民の健康的な生活の確保を図るとともに、森林に関する県民の理解を深めることを目的とした整備を行ってきました。

(今後の主な取組)

- ・ 県民の森の整備を進め、美しい自然や豊かなみどりと親しみながら、森林レクリエーション等を通じて心身の健康増進を図るとともに、森林や緑化に関する知識の向上を図るなどの利用促進を図ります。
- ・ 県民の森をフィールドとして広く県民に開放し、森林づくりや森林の利用などの参加型活動のための条件整備を進めることにより、多様な自然とのふれあい、憩い、学び、体験できる県民の森の整備・利用を促進します。
- ・ 県民の森への多様化するニーズへの対応に向け、森にふれあい、親しむ機会を創出するため、新たに林間広場やマウンテンバイクコース等を整備します。
- ・ 利用者数の増加を図るため、施設に関する情報発信や設備の改善等、サービス提供体制の強化により利用者の利便性向上に取り組みます。

県民の森の利用者数の推移

令和3年(2021年)時点



○目標指標

内容	R3時点	R14目標
県民の森利用者数	150,973人	172,000人

○県民の森の施設



キャンプ場



森林（もり）のカフェ



森林学習展示館



さくら園（4種類、約2,000本植樹されている）



マウンテンバイクのコースとしても活用



サイクリングロード



②「おおいた百年の森」の利用

ア)「おおいた百年の森」の利用

(現状)

- 平成12年(2000年)に本県で開催された「第51回全国植樹祭」を契機に、県内の多様で大きな樹木で覆われた地域のシンボルとしての森林を「おおいた百年の森」に指定しています。

(今後の主な取組)

- 県民や地域住民の森林レクリエーションの場、憩いの場、ふれあいの場、企業参画の森林等としての活用を情報提供などにより促します。
- また、適正な保全・利活用について課題が生じた際は、所有者等との協議により必要な対策を検討します。



「おおいた百年の森」に指定された森林

「おおいた百年の森」一覧

令和4年(2022年)現在

	名称	場所	林相	面積 (ha)	指定年度
1	熊野権現の森	豊後高田市	広葉樹天然林一部スギ	1.6	H15 (2003年)
2	陣屋の森	由布市	広葉樹天然林スギ人工林	7.5	
3	えぼしふれあいの森	豊後大野市	スギ・ヒノキ・広葉樹	4.7	
4	200海里の森	日田市	スギ・ヒノキ・広葉樹	106.0	
5	鬼籠天領の森	国東市	広葉樹	27.0	H16 (2004年)
6	保戸島水源の森	津久見市	シイ・カシ	29.0	
7	入田名水の里の森	竹田市	スギ・広葉樹、竹林	25.0	
8	大平山ふれあいの森	中津市	コナラ等落葉広葉樹	16.5	
9	県民の森	大分市	スギ、ヒノキ	150.0	H17 (2005年)
10	城山の森	佐伯市	シイ・カシ	48.0	
11	立羽田の景	玖珠町	マツ ツツジ コナラ	12.5	
12	うるが水台	九重町	スギ・クヌギ・湿原	21.0	
13	大村山の森	杵築市	スギ・ヒノキ・広葉樹	22.0	
14	鷹居の森	宇佐市	シイ・カシ・タブ	4.1	



(2) 身近なみどりの利用

①都市公園等の利用

ア) 都市公園の利用

(現状)

- ・本県には四つの県営都市公園をはじめとする 1,174 箇所・1,281ha の都市公園等があり、人々の身近にあるみどりとしてさまざまな効果をもたらしています。

(今後の主な取組)

- ・都市公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園について、都市公園としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行います。

大分県の都市公園等面積

令和2年(2020年)時点

	大分県	全国
都市公園等面積 (ha)	1,281	129,183
箇所数	1,174 箇所	112,714
一人あたり公園面積 (㎡/人)	12.0 (13.6)	10.7

※一人あたり公園面積は令和2年(2020年)調査より、国の算出方法が変更となり、国公表値と県算出値が異なるため、県算出値を括弧内に記載している。

イ) るるパーク(大分農業文化公園)の利用

(現状)

- ・宇佐市と杵築市にまたがる日指ダムのダム湖周辺に設けられた公園で、敷地面積は約120haに及びます。
- ・春のネモフィラ、夏・秋のコキアをはじめ四季折々の植物や花を鑑賞することができます。

(今後の主な取組)

- ・県民等に永らく親しまれる公園となるよう、園内の管理や整備を行うとともに、時機を得た、ホームページやパンフレット等を活用した情報発信を行っていきます。
- ・公園に親しみや愛着を抱いてもらうため、令和4年(2022年)4月1日から新愛称「るるパーク」と、そのロゴマークの使用を開始しました。これらが広く浸透するよう、ホームページやパンフレット等を通じて周知を図っていきます。

みどりにふれあうー関連するSDGs



3 みどりを育てる

大分の森林を次世代に継承するためには、子どもから大人にいたる全ての県民が、森林の大切さを理解し、森林に親しみ、主体的に森林づくり活動（森林ボランティア活動等）を行うことが重要です。本県では、「県民中心・県民参画」の理念の下、県及び県民が主体となった森林づくりを推進するため、平成18年（2006年）に大分県森林環境税を導入し、県民総参加の森林づくりを実施してきました。



森林ボランティアによる整備活動

大分県森林環境税は、令和3年度（2021年）から第4期に入り、「県民の暮らしを守る安心・安全の森林づくり」、「森林資源の循環利用による地域活性化」、「森林を守り親しみ、次代につなぐ取組」の三つの柱により事業を展開しています。

本県は、豊かなみどりに恵まれています。現在のみどりを守り育てるためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠です。今後も、全ての県民に対して、緑化や森林づくりに関する積極的な普及啓発等を行い、みどりに対する意識の醸成を図ります。

これからの基本方針

- ・緑化に関する普及啓発、情報発信を行い、県民のみどりに対する意識の醸成を図り、県民総参加の森林づくり活動を推進します。

施策体系

3-（1） 県民総参加の運動の推進	①緑化運動の推進
	②森林づくり運動の推進
3-（2）推進体制の整備	①関係機関との連携・機能強化

目標指標

内容	R3時点	R14目標
森林ボランティア活動への参加者	12,239人	13,400人
企業参画の森林づくり協定締結数	33企業	43企業



(1) 県民総参加の運動の推進

①緑化運動の推進

ア) 緑の募金活動の推進

(現状)

- ・近年、地球的規模での環境問題と合わせて、森林の公益的機能に対する期待は益々高まっており、森林の整備は今や国民全体が取り組むべき課題となっています。
- ・このような時代の要請を受けて、平成7年(1995年)に従来の「緑の羽根募金」が「緑の募金」として法制化され、従来からの目的である緑化の推進に、新たに森林の整備等が加わり、より大きな募金運動が展開されています。



街頭で緑の募金への協力を呼びかけ

- ・本県では平成18年度(2006年)の大分県森林環境税の導入に伴い、森林の整備については、同税も活用しながらその推進を図っています。

(今後の主な取組)

- ・県民一人一人のみどりに対する意識の醸成を図るため、10月を「みどりのまちづくり推進月間」、3月を「緑化推進強化月間」と定め、公共施設への植栽用樹木の交付等、緑化運動の推進を図ります。
- ・緑の募金の意義を県民に広く周知し、活動の推進を図るため、緑の羽根の配布、街頭での募金活動等を行います。
- ・緑の募金を活用した森林整備を実施するとともに、県内の森林ボランティア団体等が行う森林整備活動、植樹活動等へ助成することで緑化活動を推進します。

募金活動啓発キャンペーンの例



県庁舎での横断幕の掲揚



県政展示ホールでのパネル設置



イ) 環境緑化用苗木の交付

(現状)

- ・緑化推進に要する苗木の円滑な供給を図るために苗木を生産しています。
- ・生産した苗木は、公共施設の緑化や緑化啓発のための各種イベントでの配布に利用しています。
- ・現在交付している苗木の多くは生産におよそ3年を要するため、需要の変化に対応することが難しくなっています。

(今後の主な取組)

- ・今後とも、県民一人一人に緑化思想を育み定着させるため、公共施設の緑化や緑化啓発用の苗木を供給します。



公共施設での緑化



苗木配布の様子



②森林づくり運動の推進

ア) 次代につながる森林づくりに向けた大会の開催

(現状)

- ・平成12年(2000年)に本県で開催された「第51回全国植樹祭」を一過性のものとせず、県民一人一人が森林の恵みに感謝し、森林づくりに関わっていく「県民総参加の森林づくり」を推進するため、平成13年(2001年)から毎年「豊かな国の森づくり大会」を開催し、植樹活動等を実施してきました。
- ・平成20年(2008年)からは「九州の森林づくりに関する共同宣言」により創設された「九州森林の日」(11月の第2日曜日)に合わせて開催しています。
- ・令和4年(2022年)に本県で開催された「第45回全国育樹祭」は、県民が「継続して森林を守り育てる」ことの大切さを実感し、豊かな森林への興味・関心を高める機会となりました。開催を受け、将来にわたって大分県の森林づくりを担い支える人材育成の取組を進めるとともに、県民総参加の森林づくりの環を拡大する取組の推進が求められます。

(今後の主な取組)

- ・「第51回全国植樹祭」から始められた「豊かな国の森づくり大会」(県植樹祭)については、令和4年(2022年)開催の「第45回全国育樹祭」のコンセプトを念頭に、育樹祭のレガシーとして「伐って使い・植えて育てる」といった資源循環型の森林づくりを若い世代に引き継いでいく、次代につながる森林づくりに向けた大会として新たな展開を図ります。



平成13年 第1回森づくり大会(旧久住町)



平成27年 第15回大会開会式(大分市)



第45回全国育樹祭(大分県開催)



イ) 森林ボランティア活動の支援

(現状)

- ・森林づくりに関するNPO等の団体は令和4年(2022年)現在、県内に106団体あり、森林づくりの普及活動や自然とのふれあい活動、森林ボランティアなど独自の活動を行っており、森林づくりに貢献しています。
- ・自分の持てる力を社会に還元したいという意識や環境問題への関心の高まり等を背景に、森林の整備や保全活動に自発的に関わろうとする活動が県内各地で増えてきています。
- ・森林ボランティアの活動地域は都市近郊林等、比較的アクセスの容易な森林や、水源のある上流域の森林が多く、活動内容は安全に配慮して比較的取り組みやすい植林や下刈り等の保育が中心となっています。



HPによる情報提供



ボランティア活動支援物資

森林ボランティア登録者数

登録団体数	106 団体
個人登録者数	2,885 人

(今後の主な取組)

- ・県民がさまざまな生活の場において積極的に森林づくりに参加していくためには、NPO等民間団体の活動を活性化し、県民参加の機会を増やしていくことが重要であることから、関係団体と連携しながら情報の提供や技術指導者の紹介などの活動を支援します。
- ・森林ボランティアとしての知識や技術の向上と安全作業を確保するため、研修会等を段階的に行います。
- ・森林ボランティア活動は、森林や林業、山村に対する都市住民等の理解を深めるうえで大きな働きを果たしており、その促進を通じて、森林の整備や保全を社会全体で支えるという県民総参加の森林づくりを推進します。
- ・地域住民や森林所有者等が共同で実施する里山林の保全や森林資源の利活用などの取組に対し支援を行い、山村地域のコミュニティを維持・活性化させ、さらに県民自ら企画し、参加者を募集して取り組む森林づくり活動や森林環境教育活動に対して支援します。



草刈り作業(豊後大野市)



ウ) 企業参画の森林づくり

(現状)

- ・民間企業においても、社会貢献活動の一環として地域の森林づくりへの積極的な参加が望まれています。
- ・県では、平成14年度(2002年)から企業等による人材、資材、資金等の支援による森林づくりを進めるため、「企業参画の森林づくりモデル事業」を実施しており、その第1号として平成14年(2002年)11月16日に日田市で実施された企業と生産森林組合による作業協定の調印を皮切りに、令和4年(2022年)現在まで33企業が参加しています。
- ・企業による森林づくりに対して、県が二酸化炭素の吸収量を認証することで、企業の参画を促進しています。

(今後の主な取組)

- ・企業による県内での森林づくり活動を推進するため、森林づくり活動のフィールドとして活用可能な森林を紹介し、森林所有者・地域の森林組合との協定及び森林づくり活動への支援を行います。

企業参画の森林づくり

協定締結企業数(社)	33
合計協定面積(ha)	100.2

○目標指標

内容	R3時点	R14目標
企業参画の森林づくり協定締結数	33企業	43企業



協定調印式



協定締結後の植樹活動の様子



エ) 森林づくり広報活動の実施

(現状)

- ・令和4年度(2022年)時点で県政モニターによる大分県森林環境税の認知度は50%であり、毎年概ね増加傾向にありますが、県民のみどりに対する意識を醸成するためには、今後さらなる働きかけが必要です。

(今後の主な取組)

- ・緑化意識の醸成を図り、県民総参加の森林づくりを推進するため、各種媒体・広報資材を利用した広報活動を行います。
- ・大分県森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」を活用し、大分県森林環境税の認知度向上と森林づくり意識の浸透を図ります。



もりりん

○大分県森林環境税への認知度の推移(県政モニター調査結果抜粋)

(問)

大分県では、「県民の理解と協力のもと、森林環境を保全し、すべての県民が森林を守り育てる意識を醸成する」ことを目的として、平成18年度(2006年)から森林環境税を導入していることをご存じでしたか?

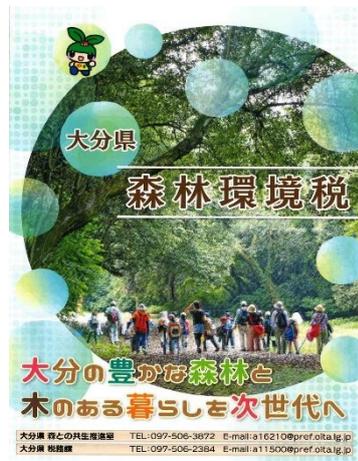
「知っていた」と回答した人の割合(%)

年度	H21	H26	R 1	R 2	R 3	R 4
割合(%)	39	36	42	43	43	50

各種広報資材



県森林環境税タペストリー



県森林環境税チラシ



もりりん着ぐるみ(2種)



(2) 推進体制の整備

①関係機関との連携・機能強化

ア) 公益財団法人森林ネットおおいたとの連携

(現状)

- ・ 県民のみどりに対する要請にこたえるため、県、市町村、緑化事業団体、緑化樹消費者団体等が一体となり、昭和49年(1974年)12月に(財)大分県緑化センターが設立されました。
- ・ 地球環境問題が大きくクローズアップされ、より質の高いみどり豊かな生活環境づくりに対する県民の要請が一段と高まったことから、平成13年度(2001年)に(財)大分県緑化センターと(社)大分県緑化推進機構が統合し、(社)大分県緑化推進センターが発足しました。
- ・ (社)大分県緑化推進センターは平成21年度(2009年)に(財)森林整備センター(現公益財団法人森林ネットおおいた)と合併しました。
- ・ このような経緯を踏まえ、「公益財団法人森林ネットおおいた」は緑の募金活動やみどりの少年団の育成活動等、緑化の推進に関するさまざまな事業を実施しています。また、森林に関する学習活動等を実施しており、環境緑化の普及啓発に努めています。

(今後の主な取組)

- ・ 今後とも、連携を保ちながら、「みどり豊かな住み良い県土づくり」に向けて、県民に対する緑化技術の指導・相談を始めとする各種緑化事業により、総合的な環境緑化の推進を図っていきます。

○(公財)森林ネットおおいたの主な事業内容

- ・ 緑化思想の普及に関すること
- ・ 緑化用樹木の供給及び斡旋等に関すること
- ・ 緑化に関する指導や相談等に関すること
- ・ 緑の募金に関する事業

イ) 大分県森林づくり委員会の設置

(現状)

- ・ 平成18年度(2006年)から大分県森林環境税を導入し、その税を活用して「県民中心・県民参画」の理念のもと、全ての県民で支える森林づくりを推進しており、その推進組織として、「大分県森林づくり委員会」を設置しています。

(今後の主な取組)

- ・ 大分県森林づくり委員会では、県全体にかかる大分県森林環境税を活用した施策や事業等についての調査・審議を行います。





大分県森林づくり委員会の様子

ウ) 大分県森林づくりボランティア支援センターの機能強化

(現状)

・平成 18 年度（2006 年）から「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア活動のためのフィールド情報、森林教室などのイベント情報、森林ボランティアの登録情報などをホームページ上から発信することにより、森林ボランティア活動を支援しています。

(今後の主な取組)

・県内各地でボランティアによる森林づくりを一層推進するため、新たな団体・個人ボランティアの登録や森林づくり団体の育成・交流、フィールドの情報提供など「大分県森林づくりボランティア支援センター」の機能強化を図ります。



森林づくりボランティア支援センター

○目標指標

内容	R3 時点	R14 目標
森林ボランティア活動への参加者	12,239 人	13,400 人

みどりを育てるー関連する SDGs



4 みどりをいかして学ぶ

豊かなみどりを引き継いで行くためには、次代を担う子どもたちに森林づくり・みどりへの関心を持ってもらうことが必要です。そこで、本県では、子どもたちの森林体験のフィールドとして、森林を整備・活用して、みどりの少年団活動などによる自然の中での体験活動の機会の提供に取り組んできました。

このような状況の中、平成29年（2017年）に文部科学省において学習指導要領が改訂され、従来からの改善事項の一つとして、体験活動の充実が明示されました。また、持続可能な社会の実現や脱炭素社会の実現に向けた取組が求められる現在、子どもたちへの教育アプローチとして、自然を活用した体験学習等への注目は一層高まると考えられます。



これからの基本方針

・森林・林業教育の充実を図り、森林・林業教育指導者や次代の森林づくりを担う人材（みどりの少年団等）の育成を推進します。

施策体系

4-（1）緑化、森林・林業教育の推進	①森林・林業教育等の推進
4-（2）森林づくり活動リーダーの育成	①みどりの少年団等の育成

目標指標

内容	R3時点	R14目標
森の先生派遣による児童の自然体験数	2,926人	5,100人
みどりの少年団の活動実績	96回	120回
森林・林業教育に取り組む小・中学校	一校	200校



(1) 緑化、森林・林業教育の推進

①森林・林業教育等の推進

ア) 学校・地域での森林・林業教育等の推進

(現状)

- ・県民全体で森林を守り、育てるといった県民意識を醸成していくことが重要であることから、令和4年度(2022年)の全国育樹祭を契機として、次代を担う子どもたちを主体に本県の森林・林業等を支える人材を育成していく森林・林業教育を推進しています。
- ・その一環として、学習指導要領に即した「大分県森林・林業デジタル副読本」を作成し、県内小中学校での活用を進めるとともに、0-Labo と連携した森林・林業教育体験型講座「森-labo」を開催しています。



森林・林業デジタル副読本
(中学生用・小学生用)

(今後の主な取組)

- ・子どもの学びの段階に応じた森林・林業教育を推進するため、森林林業副読本の一層の利用促進を図るとともに、森林林業副読本と連動する森林・林業体験プログラムの作成等を行い、県内各地の小中学校やみどりの少年団等で実施します。
- ・青少年教育施設を活用した学校教育との連携等により、子どもたちに森林体験活動の機会を一層提供するとともに、森林・林業教育の充実を図ります。
- ・県民の森や特別保護樹木及び樹林、学校、公園など、県内の豊かな森林・みどりを利用した学習活動、体験活動を推進します。

○目標指標

令和4年(2022年)現在の県内小・中学校数: 406校

内容	R3時点	R14目標
森林・林業教育に取り組む小・中学校※	一件	200校

※森林・林業デジタル副読本等の活用校



森林・林業デジタル副読本の利用



森林・林業教育体験型講座「森-labo」の開催



イ) 森林・林業教育指導者等の育成・活用

(現状)

- ・森林・林業・緑化に関する知識を有し、森林体験活動やボランティア活動等を指導・サポートするグリーンインストラクター等を「森の先生」として登録するとともに(令和3年(2021年)時点の登録者:280人)、県下の幼稚園や小中学校等で行う自然体験活動、地域・学校での森林づくりや緑化活動、森林・林業教育の講師として派遣しています。
- ・森林・林業教育の推進にあたっては、昨今の森林及び林業を取り巻く環境の変化(SDGs、脱炭素社会の形成等)も踏まえつつ、最新の知識をもって、学校教育の場でも指導・支援できる指導者の育成が急務となっています。
- ・令和3年度(2021年)から、グリーンインストラクターや森林インストラクター等を対象に、学校教育に対応できる森林・林業教育の指導者の育成を進めています。

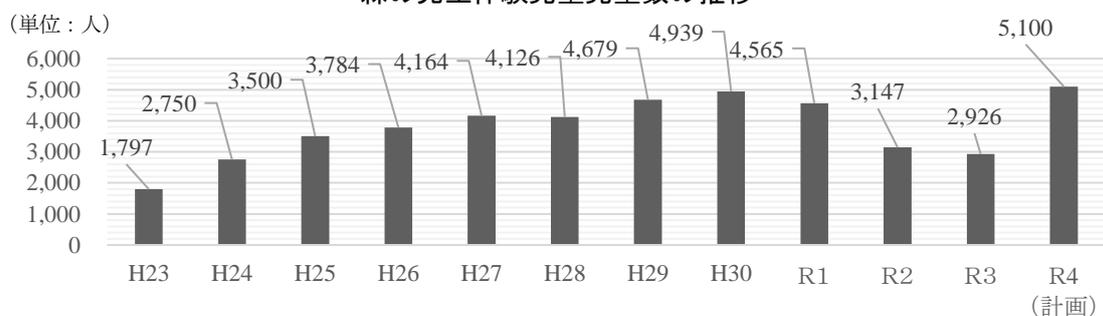
(今後の主な取組)

- ・「森の先生」の登録者数や派遣者数を増やすとともに、森林・林業教育や自然体験活動に関わる団体と連携した森林・林業教育指導者の育成や資質向上、体験プログラムの充実などを図ります。

○目標指標

内容	R3時点	R14目標
森の先生派遣による児童の自然体験数	2,926人	5,100人

森の先生体験児童児童数の推移



森の先生派遣による森林体験学習





森林・林業教育指導者育成研修



森の先生研修会（ネイチャア・フィーリング）

（2）森林づくり活動リーダーの育成

①みどりの少年団等の育成

ア) みどりの少年団等の活動の支援

（現状）

- ・みどりの少年団は、森林体験学習や地域でのみどりのボランティア活動、さらには緑の募金活動など地域の緑化推進を支えており、令和4年（2022年）現在、県内では31団体・3,309人の団員が活動しています。
- ・みどりの少年団は、小学校単位で結成されている団が多く、学校行事等と並行して活動していますが、みどりに深く関わる活動を取り入れて、子どもたちがみどりにふれあう機会を増やすことが重要です。

（今後の主な取組）

- ・大分県森林環境税等を活用して、大分県みどりの少年団育成連絡協議会への支援を行い、同協議会が主催する活動発表大会、つどいなどの交流集会、育成指導者研修会等を通じて各団の活動の活性化を図ります。
- ・森の先生や森林・林業、自然に詳しいNPO団体等の指導者、森林・林業教育指導者等のみどりの少年団等の活動に派遣することにより、研修や森林体験学習を支援します。
- ・次代の森林・林業を担う人材を育成するため、学校教育との連携を強化し、県内の小・中学生等が行う森林づくり活動を支援します。

○みどりの少年団とは

- ・次代を担う子どもたちが、「緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動」を通じて、心豊かな人間に育つことを目的に活動している団体です。昭和35年（1960年）、国土緑化推進委員会（現在の公益社団法人国土緑化推進機構）が緑化を実践する少年団の結成を呼びかけ、国土緑化運動の一環として全国各地で結成されるようになりました。
- ・主な活動は「学習活動」、「奉仕活動」、「レクリエーション活動」の三つに大別され、自然観察やキャンプなど、さまざまな緑とふれあう活動を実施しています。





野外での自然観察



のつはる少年自然の家でのつどい

イ) 研修の実施

(現状)

- ・次代を担う子どもたちにみどりをはじめ森林や林業、環境に強い関心を持ってもらうため、森林・林業教育や体験学習を実施するとともに、将来的にみどりづくりに関する活動のリーダーとして活躍できる青少年を育成する必要があります。

(今後の主な取組)

- ・自然体験学習や森林教室、キャンプ等を体験した子どもたちの中から、他の団員等を指導できる、みどりづくりの活動のリーダーとなる青少年の育成に務めます。
- ・県内にある特徴的な自然や森林を体験するだけでなく、県外にある国内有数の自然や森林を体験することで、より自然に対する関心を高め、郷土の自然を敬愛する心を育てます。



世界遺産 屋久島での宿泊研修会



○目標指標

内容	R3時点	R14目標
みどりの少年団の活動実績	96回	120回

みどりをいかして学ぶー関連するSDGs



参 考 資 料

1	大分県環境緑化条例・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
	条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
2	大分県指定特別保護樹木一覧・・・・・・・・	6 1
	樹林一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
3	大分県指定緑化地域一覧・・・・・・・・	6 4
4	「おおいた百年の森」一覧・・・・・・・・	6 6



大分県環境緑化条例

昭和四十八年四月十六日

大分県条例第十九号

大分県環境緑化条例をここに公布する。

大分県環境緑化条例

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 緑化基本計画の策定等(第八条・第九条)

第三章 県緑化地域等の指定(第十条—第十二条)

第四章 県緑化地域内等における行為の届出(第十三条)

第五章 緑化のための施策及び協定(第十四条—第二十二条)

第六章 雑則(第二十三条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、緑地の保全及び回復(以下「緑化」という。)に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、緑化に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第三条 削除

(平一一条例三六)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動の実施に当たって環境の緑化に必要な措置を講ずるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、進んで自らの環境の緑化に努めるとともに、県が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)



(緑化知識の普及等)

第六条 知事は、緑化に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、県民の緑化に関する活動の助長に努めなければならない。

(地域の開発等における配慮)

第七条 県は、地域の開発及び整備その他緑化に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、緑地の適正な配置について、土地利用の上で最大の配慮をするものとする。

第二章 緑化基本計画の策定等

(県緑化基本計画の策定)

第八条 知事は、国が実施する緑化の施策と相まって、緑化の総合的な推進を図るため、県緑化基本計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本計画を策定する場合には、あらかじめ、大分県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第一項の基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(昭四八条例三八・平一八条例一八・一部改正)

第九条 削除

(平一一条例三六)

第三章 県緑化地域等の指定

(県緑化地域の指定)

第十条 知事は、次の各号に掲げる地域のうち、特に緑化の必要があると認める区域を県緑化地域として指定することができる。

一 市街地を形成している地域又は近い将来市街化される可能性のある地域

二 市街地周辺地域

2 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域並びに大分県自然環境保全条例(昭和三十七年大分県条例第三十八号)第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域は、県緑化地域の区域に含まれないものとする。

3 知事は、県緑化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見をきかななければならない。

4 知事は、県緑化地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。



- 5 県緑化地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 6 知事は、県緑化地域を指定したときは、その旨をすみやかに関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 前四項の規定は、県緑化地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
(昭四八条例三八・一部改正)

(保護樹木等の指定)

- 第十一条 知事は、緑化に特に寄与すると認められる樹木又は樹木集団を特別保護樹木又は特別保護樹林(以下「保護樹木等」という。)に指定することができる。
- 2 知事は、保護樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び関係市町村長の意見をきかなければならない。
 - 3 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨をすみやかに前項の所有者及び関係市町村長に通知しなければならない。
 - 4 知事は、保護樹木等を指定したときは、その旨、名称及び位置をすみやかに告示しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(標識の設置)

- 第十二条 知事は、第十条第一項又は前条第一項の規定により県緑化地域又は保護樹木等を指定したときは、当該地域内又は当該保護樹木等の近傍若しくは樹林内にその旨を表示した標識を設けるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により標識を設ける場合は、あらかじめ、当該標識を設けることとなる土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。
 - 3 何人も第一項の規定により設けられた標識を知事の承認を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四章 県緑化地域内等における行為の届出

(行為の届出)

- 第十三条 県緑化地域(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第七号に規定する風致地区並びに都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域を除く。以下この章において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。



- 一 木竹を伐採すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 2 知事は、前項の規定により届け出た者に対して、必要に応じ緑化に関する指導、勧告又は指示をすることができる。
- 3 次の各号に掲げる行為については、前二項の規定は、適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
 - 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
 - 三 県緑化地域又は保護樹木等が指定され、又は県緑化地域の区域が拡張された際着手している行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者又は保護樹木等について現状を変更した者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(平一三条例五二・一部改正)

第五章 緑化のための施策及び協定

(県緑化地域内における緑地の保全等)

- 第十四条 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護のために必要があると認めるときは、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者又は占有者に対し、その保全又は保護に関して必要な指導及び助言を行ない、又はあらかじめ、当該緑地又は当該保護樹木等の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者)の同意を得て、自ら保全又は保護のための措置を行なうことができる。
- 2 知事は、県緑化地域内の緑地の保全又は保護樹木等の保護を行なう者に対して、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、その保全又は保護に要する経費の全部又は一部の助成その他必要な措置を行なうものとする。

(施設等の緑化)

- 第十五条 県は、その設置し、又は管理する公共施設(道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設をいう。以下同じ。)について、知事が定める基準に従い、その緑化を推進しなければならない。
- 2 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、知事の定める基準に達するよう当該敷地内の緑化に努めなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

第十六条 削除

(平一一条例三六)



(市町村に対する援助)

第十七条 県は、市町村が県の施策に準じ、次に掲げる事業を実施する場合は、当該市町村に対して、予算の範囲内において、必要な財政上の助成又は技術上の援助を行うものとする。

- 一 樹木又は樹林の保全
- 二 苗木の育成
- 三 植樹の奨励
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(平一一条例三六・一部改正)

(事業者との緑化協定)

第十八条 知事は、緑化を推進するため必要がある場合は、事業者との間に緑化に関する協定を結ぶものとする。

(緑化モデル地区の指定)

第十九条 知事は、住民が区域を定め、その区域内に所有し、又は管理する土地について、植樹、生けがきの造成等緑化に関する申合せをした場合でその申合せが規則で定める基準に適合していると認められる区域を、市町村長から、緑化モデル地区として推薦を受けることができる。

- 2 知事は、前項の規定により推薦された地区のうち、緑化の推進に有効であると認められるものを緑化モデル地区に指定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により指定した緑化モデル地区の住民に対して、樹種の選定及び樹木の育成指導を行うとともに、苗木の供給その他必要な措置を講じなければならない。

(平一一条例三六・一部改正)

(大規模開発行為の届出)

第二十条 第十条第一項の規定により指定された県緑化地域の区域、第十一条第一項の規定により指定された保護樹木等に係る土地、森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域、都市計画法第八条第一項第七号に規定する風致地区、自然環境保全法第十四条第一項及び第二十二條第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の区域、都市緑地法第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域並びに大分県自然環境保全条例第二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の区域以外の区域において、宅地の造成、遊園地の建設その他規則で定める行為で、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の六十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。



- 2 知事は、前項の届出があつた場合において、緑化のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平一三条例五二・一部改正)

(苗木等の供給)

- 第二十一条 県は、緑化の推進に要する種子、苗木、成木及び芝の円滑な供給を図るため、適切な措置を講じなければならない。

(みどりの巡視員)

- 第二十二条 県に、みどりの巡視員(以下「巡視員」という。)を置くことができる。

- 2 巡視員は、知事が市町村長の意見を聞いて委嘱する。
- 3 巡視員は、緑化に関する運動を進めるとともに、緑化を阻害する事実について、知事に報告するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、巡視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例三六・一部改正)

第六章 雑則

(実地調査)

- 第二十三条 知事は、県緑化地域の指定若しくは区域の変更、保護樹木等の指定又は県緑化地域内における保全その他緑化に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、その他必要な行為を行なわせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(国等に関する特例)

- 第二十四条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公団等(以下この条において「国等」という。)が行う行為については、第十三条第一項及び第二十条第一項の届出は要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を



知事に通知しなければならない。

(昭六二条例一一・一部改正)

(適用除外)

第二十五条 第十条第一項及び第二十条第一項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域については、適用しない。

(平一三条例五二・追加)

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例五二・旧第二五条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第二十条第一項の行為に着手している者は、この条例の施行の日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の日から七十日以内に第二十条第一項の届出を要する行為に着手しようとする者についての同条の適用については、同条中「その行為に着手しようとする日の六十日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則(昭和四八年条例第三八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一一号)
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成一一年条例第三六号)抄
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五二号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大分県環境緑化条例第十条第一項の規定による県緑化地域の区域の指定のう



ち、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域に係る指定は、改正後の大分県環境緑化条例第十条第七項において準用する同条第三項から第六項までの規定にかかわらず、この条例の施行の日に、その効力を失う。

附 則(平成一八年条例第一八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一六号) この条例は、公布の日から施行する。



大分県環境緑化条例 施行規則

昭和四十八年四月十六日

大分県規則第二十六号

大分県環境緑化条例施行規則をここに公布する。

大分県環境緑化条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県環境緑化条例(昭和四十八年大分県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県緑化地域等の標識)

第二条 条例第十二条第一項に規定する標識は、県緑化地域に係るものにあつては第一号様式、保護樹木等に係るものにあつては第二号様式によるものとする。

(行為の届出)

第三条 条例第十三条第一項の届出は、県緑化地域内等行為届出書(第三号様式)に付近位置図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(届出を要しない行為)

第四条 条例第十三条第三項第二号の規則で定める行為は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 県緑化地域

イ 次に掲げる木竹の伐採

- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 仮植した木竹の伐採

ロ 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 農業、林業又は漁業を営むために通常行われる土地の形質の変更
- (2) 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更
- (3) 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

二 保護樹木等

樹木の保育を目的として通常行われる行為及び前号ハに掲げる行為

(平一二規則二八・一部改正)

(応急措置の届出)

第五条 条例第十三条第四項の届出は、非常災害応急措置届出書(第四号様式)によつてしなければならない。

(台帳の作成)



第六条 知事は、県緑化地域及び保護樹木等を指定したときは、台帳を作成するものとする。
(経費の助成)

第七条 条例第十四条第二項の経費の助成は、大分県緑化地域内等保全事業費補助金を交付して行う。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費は、木竹等の保育及び植栽に要する経費とする。
(平一二規則二八・一部改正)
(緑化モデル地区の基準等)

第八条 条例第十九条第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 申合せの区域の面積が、おおむね一ヘクタール以上であること。
- 二 申合せが関係住民の大多数の積極的合意のうえに成り立っていること。
- 三 県又は市町村が既に緑化に関する計画を策定している場合は、申合せの内容がその計画に適合していること。

(平一二規則二八・一部改正)
(大規模開発行為の届出)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める行為は、ゴルフ場の建設、自然動物園の建設、墓園の建設及び駐車場の建設とする。

2 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる行為ごとにそれぞれ下欄に掲げるものとする。

宅地の造成、遊園地の建設、ゴルフ場の建設及び自然動物園の建設	5ヘクタール
墓園の建設及び駐車場の建設	1ヘクタール

3 条例第二十条第一項の届出は、大規模開発行為届出書(第五号様式)に付近位置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(みどりの巡視員)

第十条 条例第二十二条第一項の巡視員は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- 一 植樹及び木竹の保育に関し、相当程度の知識を有していること。
 - 二 環境緑化の推進に関し、熱意と指導力があると認められること。
- 2 巡視員の人員及び配置については、知事が別に定める。
- 3 巡視員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 知事は、条例第二十二条第二項の規定により巡視員を委嘱したときは、みどりの巡視員証(第六号様式)を交付するものとする。

(身分証明書)

第十一条 条例第二十三条第四項の証明書は、身分証明書(第七号様式)とする。

(行為の通知等)



第十二条 条例第二十四条の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
- 二 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四 独立行政法人労働者健康安全機構
- 五 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 六 独立行政法人環境再生保全機構
- 七 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 八 独立行政法人水資源機構
- 九 土地開発公社
- 十 地方住宅供給公社

2 条例第二十四条の通知は、県緑化地域内等行為通知書(第八号様式)によつてしなければならない。

(昭六二規則四〇・平一二規則二八・平一八規則四九・平一九規則七五・平二〇規則七〇・平二三規則四二・一部改正)

(書類の経由)

第十三条 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、当該行為地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(平二規則二一・平一八規則四九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第四二号)



この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

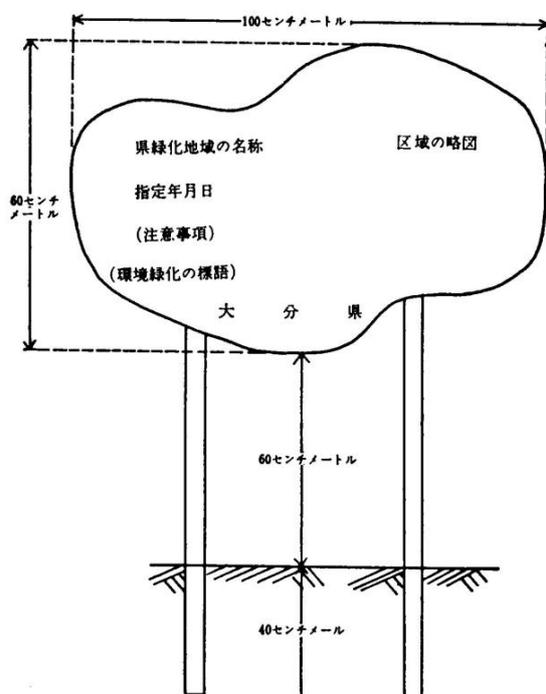
附 則(平成二九年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。



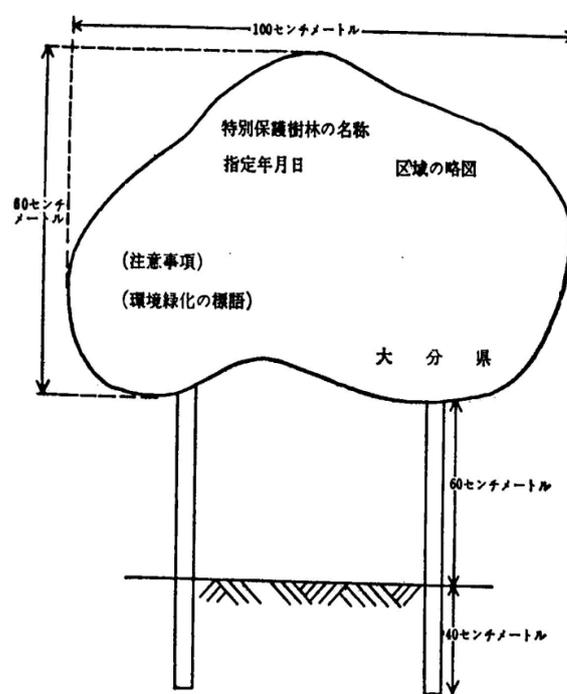
第1号様式

(例示)



第2号様式(イ)

(例示)



備考

1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。

2 標識には、県緑化地域の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。

備考

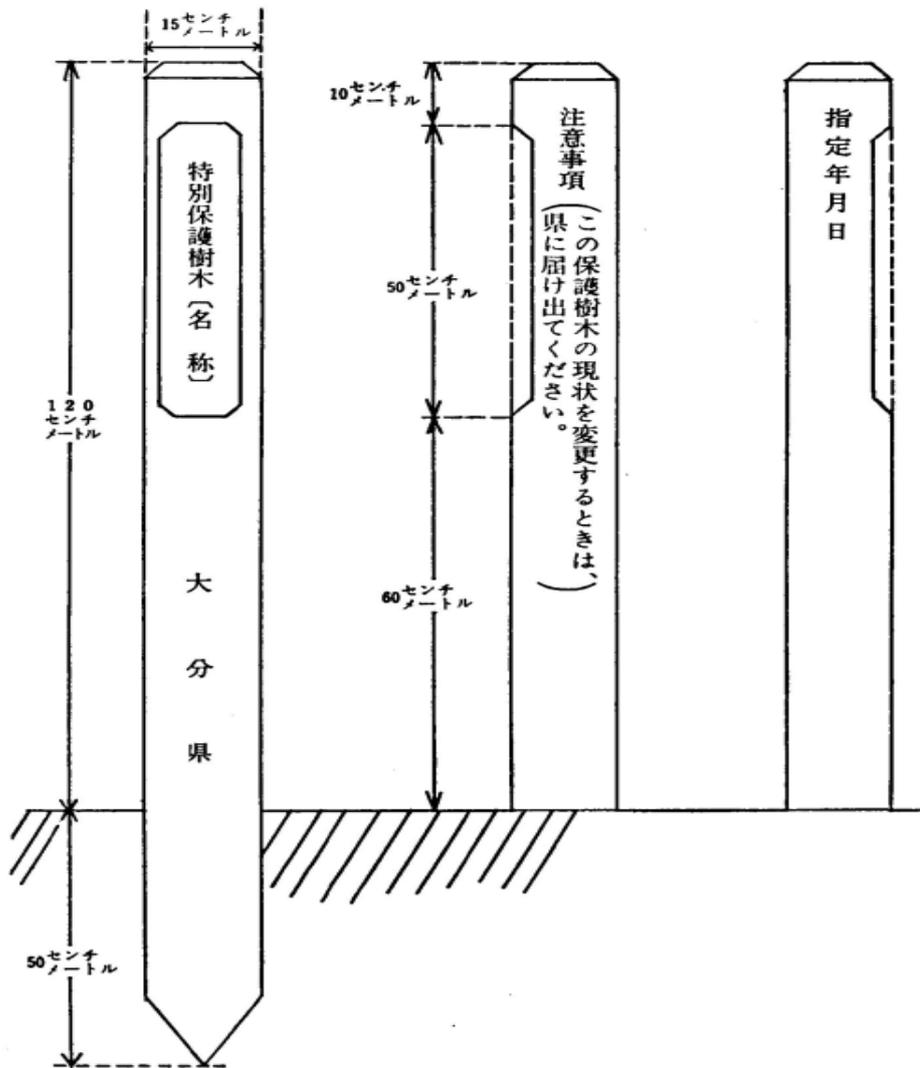
1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。

2 標識には、県緑化地域の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。



第2号様式 (正面)

(側面)



第3号様式

(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

県緑化地域内等行為届出書	
年 月 日	
大分県知事 殿	
届出者 住所 氏名 印	
特別保護樹木(林)について	
県緑化地域内において次のとおり行為を行うので、大分県環境緑化条例第13条第1項の規定により届け出ます。	
1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日	

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面)を添付すること。



第4号様式

(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

非常災害応急措置届出書	
年 月 日	
大分県知事	殿
届出者 住所 氏名	
印	
特別保護樹木(林)について	
県緑化地域内において次のとおり行為を行つたので、大分県環境緑化条例第13条第4項の規定により届け出ます。	
1	行為の種類
2	行為を実施した理由
3	行為をした場所の所在地
4	行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要
5	行為の開始及び終了期日

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。



第5号様式

(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

大規模開発行為届出書	
年 月 日	
大分県知事	殿
届出者	
住所	
氏名	
印	
次のとおり大規模開発行為をするので、大分県環境緑化条例第20条第1項の規定により届け出ます。	
1 行為の種類	
2 行為の目的	
3 行為をしようとする場所の所在地	
4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要	
5 行為の開始及び終了の予定期日	
6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日	

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面)及び平面図を添付すること。



第6号様式

(表面)

第	号
みどりの巡視員証	
住所	
氏名	
明	
生年月日	大 年 月 日
昭	
上記の者は、大分県環境緑化条例第22条第2項の規定に基づき委嘱したみどりの巡視員であることを証明する。	
年 月 日	
大分県知事	印
有効期限	年 月 日

(裏面)

注意事項
1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。
2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しなければならない。
3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。
4 みどりの巡視員でなくなつたときは、直ちに本証を返さなければならない。

注 1 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

2 緑色刷りとすること。



第7号様式

(平12規則28・一部改正)

(表面)

第 号	
身分証明書	
所属部課名	
職名	
氏名	
	生年月日
<p>上記の者は、大分県環境緑化条例第23条第1項の規定に基づき実地調査のため、他人の土地に立ち入り、標識の設置、測量その他必要な行為を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大分県知事 印</p> <p>有効期限 年 月 日</p>	

(裏面)

<p>注意事項</p> <p>1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。</p> <p>2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。</p>
--

注 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。



第8号様式

(平2規則21・平6規則22・平12規則28・平18規則49・一部改正)

県緑化地域内等行為通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>	
大分県知事 殿	
通知者 住所 名称 代表者の氏名 印	
次のとおり、県緑化地域内において行為 特別保護樹木(林)について行為 大規模開発行為	を行うので、大分県環境緑化条例第2 4条の規定により通知します。
1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の内容 別添計画図書のとおり 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の協議、通知の種別	

- 注 1 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
 2 本書2通を振興局長を経由して提出すること。



県指定特別保護樹木一覧

令和4年(2022年)現在

番号	樹木名	所 在	胸高周囲 (cm)	樹高 (m)	樹齡	指定 年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	760	23.0	500	S49.03.15
3	クスノキ	武蔵町大字三井寺	790	22.0	950	S49.03.15
4	ケヤキ	国東町大字大恩寺	565	30.0	1,000	S49.03.15
7	イチョウ	別府市大字内成	560	30.0	1,000	S49.03.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	126	10.0	80	S49.03.15
11	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	182	10.0	200	S49.03.15
12	クスノキ	大分市大字下戸次	1,080	40.0	1,000	S49.03.15
15	イチョウ	大分市大字広内	750	22.0	1,380	S49.03.15
16	イヌマキ	大分市大字鶴崎	220	11.0	400	S49.03.15
18	ホルトノキ	大分市大字八幡	480	25.0	430	S49.03.15
19	トチノキ	大分市大字今市	641	36.0	1,200	S49.03.15
20	アコウ	津久見市大字綱代	360	12.0	500	S49.03.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	220	9.0	400	S49.03.15
23	クスノキ	佐伯市船頭町	620	18.0	560	S49.03.15
24	ビャクシン	佐伯市大字長良	330	11.0	1,000	S49.03.15
25	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	1,200	20.0	1,000	S49.03.15
26	イチョウ	竹田市荻町新藤	920	35.0	300	S49.03.15
28	カヤ	九重町大字菅原	630(根本)	20.0	1,200	S49.03.15
29	イチョウ	玖珠町大字大田	1,100	23.0	900	S49.03.15
30	イチョウ	日田市天瀬町馬原	530	36.0	1,000	S49.03.15
32	マツ	日田市隈町2丁目	185	5.0	500	S49.03.15
33	イチョウ	中津市大字金谷森の丁	420	31.0	250	S49.03.15
34	クスノキ	中津市大字大貞	1,340	36.5	1,000	S49.03.15
35	イチョウ	宇佐市院内町西椎屋	1,120	34.0	1,600	S49.03.15
37	フェニックス	豊後高田市呉崎	200	12.0	63	S50.01.07
38	イスノキ	杵築市大田白木原	400	20.0	600	S50.01.07
39	カキ	豊後高田市黒土	170	16.0	230	S50.01.07
41	ムクノキ	由布市鬼崎同尻	570	24.0	300	S50.01.07
42	クスノキ	臼杵市大字井村	720	25.0	600	S50.01.07
45	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	600	30.0	600	S50.01.07



参考資料

46	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	185	8.0	400	S50.01.07
49	クスノキ	日田市大字西有田	440	28.0	1,060	S50.01.07
51	スギ	中津市本耶馬溪町	610	40.0	380	S50.01.07
52	スギ	中津市山国町	739	58.0	500	S50.01.07
54	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	354	17.0	400	S50.01.07
55	イチイガシ	国見町大字赤根一円坊	290	22.0	300	S51.03.09
58	ミツウメ	佐伯市大字青山	103 (根本)	3.0	180	S51.03.09
60	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	370	15.0	400	S51.03.09
61	ムクノキ	竹田市大字会々	470	30.0	350	S51.03.09
62	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	210	11.0	300	S51.03.09
64	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	340	15.0	350	S51.03.09
66	イチイガシ	竹田市大字植木	480	25.0	250	S53.03.22
67	ソテツ	宇佐市大字上乙女	600 (根本)	5.0	554	S53.03.22
68	カゴノキ	大分市大字廻栖野	350 (根本)	13.0	200	S53.03.22
70	タブノキ	大分市大字佐野	500	25.0	350	S61.04.11
73	ナギ	佐伯市弥生大字床木	204	16.0	390	S61.04.11
76	クスノキ	大分市大字久土	400	20.0	600	H01.10.03
77	ムクノキ	日田市上津江町川原	1,000	20.0	不明	H01.10.03
78	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	260	10.0	350	H10.03.20
80	ナギ	豊後大野市三重町上田原	680	15.0	1,000	H14.01.08
81	スギ (右)	宇佐市院内町斉藤	590	31.0	400	H14.01.08
82	スギ (左)	宇佐市院内町斉藤	660	32.0	400	H14.01.08
79	タブノキ	津久見市大字津久見	600	20.0	350	H14.01.08
83	ツバキ	日田市大字高瀬	203	9.5	350	H15.02.18
84	クロマツ	宇佐市大字住江	280	11.5	300	H15.04.25
86	オンツツジ (南)	豊後大野市朝地町上尾塚	122	7.0	200	H15.07.29
87	ムクノキ	国東市国見町赤根	427	7.5	300	H18.3.14
88	ケンポナシ	国東市国見町赤根	208	22.5	200	H18.3.14
89	スダジイ	宇佐市大字西大堀	580	27	500	H20.4.8
90	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	475	22.8	120	H23.10.28
91	ヤナギ	宇佐市大字江須賀 2406 番地	280	5.0	不明	H25.2.5
92	イヌマキ	佐伯市大字堅田 2603 番 1	354	20.0	480	H25.10.8
93	ムクノキ	宇佐市安心院町寒水 338 番地	900	280	370	H29.5.12



県指定特別保護樹林一覧

令和4年(2022年)現在

番号	名称	所在	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市平野	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.03.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.03.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	コジイ	S49.03.15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	スギ、イチイガシ	S49.03.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.03.15
6	春日神社の森	大分市大字勢家町	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.03.16
7	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	スギ、イチョウ、モミ	S49.03.15
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.03.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.03.15
10	若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.03.15
11	城原神社の森	竹田市大字米納	スギ、イチョウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.03.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	シイ、カシ	S50.01.07
14	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	スギ	S50.01.07
15	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	ヤブツバキ	S50.01.07
16	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	スギ、ヒノキ、マツ	S50.01.07
17	鷹松神社の森	大分市大字高松	クス、イチョウ、マキ	S51.03.09
18	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.03.09
19	津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	スギ	S51.03.09
20	キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子字山ノ下	キンメイモウソウチク	S51.07.20
21	雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町大字宮園	スギ	H10.03.20
22	真玉八幡神社の森	豊後高田市西真玉	コジイ、イチイガシ	H17.12.09

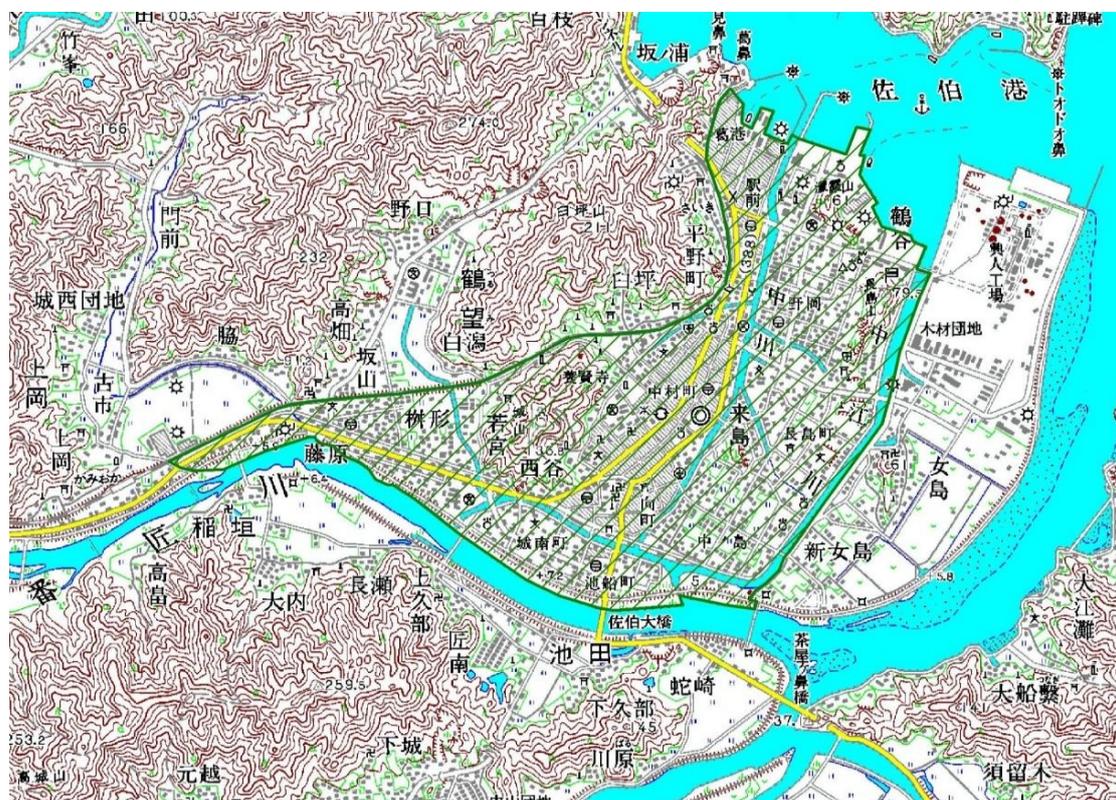


県指定緑化地域一覧

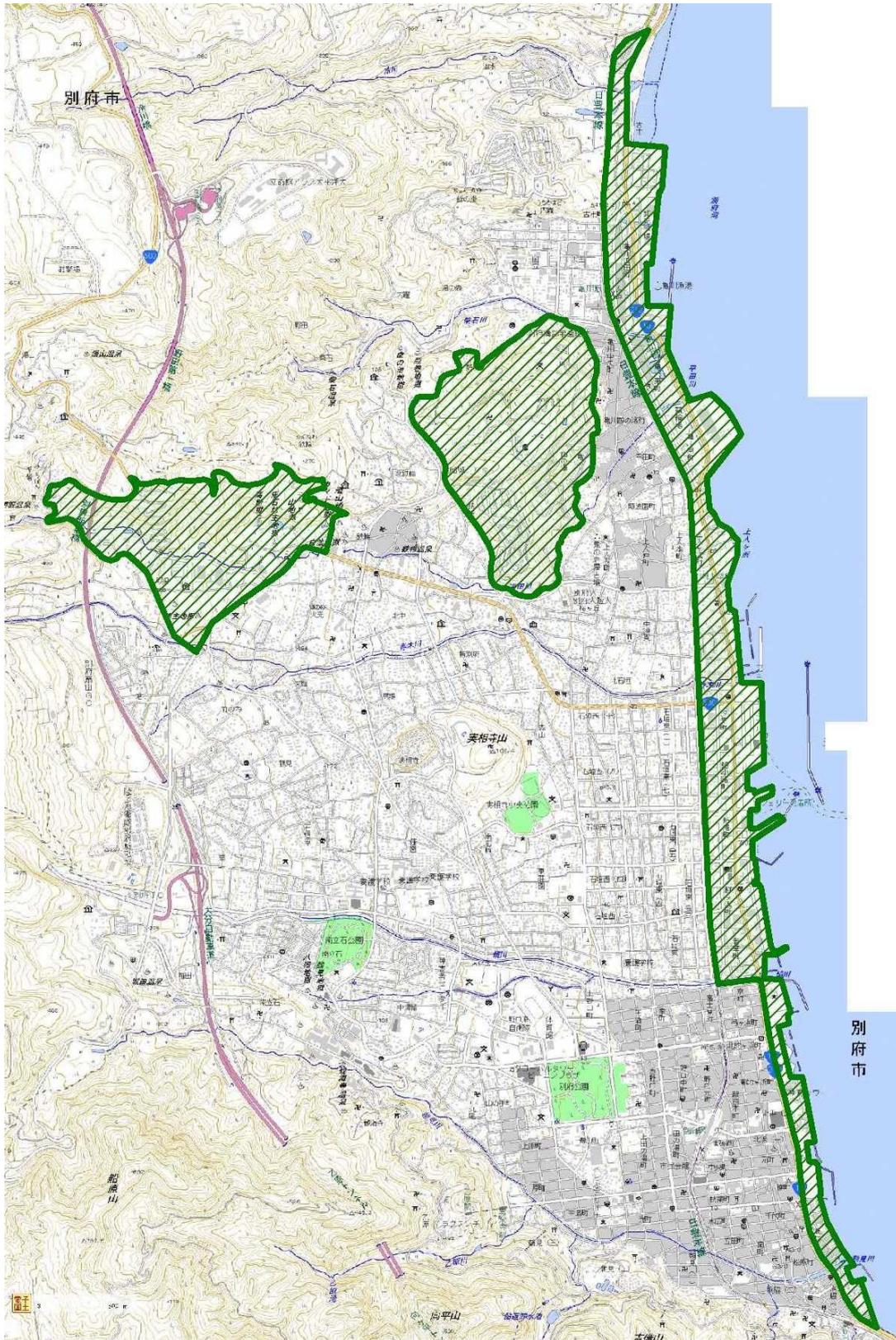
令和4年(2022年)現在

区分	指定地域	指定面積 (ha)	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15 (1974年)
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地	S49.3.15 (1974年)
	海岸地域	330	東別府から亀川へ至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49.3.15 (1974年)
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.7 (1987年)
合計		1,230		

○佐伯地域



○別府地域



「おおいた百年の森」一覧

令和4年(2022年)現在

	名称	場所	林相	面積 (ha)	指定年度
1	熊野権現の森	豊後高田市	広葉樹天然林一部スギ	1.6	H15 (2003年)
2	陣屋の森	由布市	広葉樹天然林スギ人工林	7.5	
3	えぼしふれあいの森	豊後大野市	スギ・ヒノキ・広葉樹	4.7	
4	200海里の森	日田市	スギ・ヒノキ・広葉樹	106.0	
5	鬼竈天領の森	国東市	広葉樹	27.0	H16 (2004年)
6	保戸島水源の森	津久見市	シイ・カシ	29.0	
7	入田名水の里の森	竹田市	スギ・広葉樹、竹林	25.0	
8	大平山ふれあいの森	中津市	コナラ等落葉広葉樹	16.5	
9	県民の森	大分市	スギ、ヒノキ	150.0	H17 (2005年)
10	城山の森	佐伯市	シイ・カシ	48.0	
11	立羽田の景	玖珠町	マツ ツツジ コナラ	12.5	
12	うるが水台	九重町	スギ・クヌギ・湿原	21.0	
13	大村山の森	杵築市	スギ・ヒノキ・広葉樹	22.0	
14	鷹居の森	宇佐市	シイ・カシ・タブ	4.1	

